

当健保組合が認める直接的必要経費一覧表

科目	認定判断	備考
売上原価	○	
給料賃金	×	賃金支払い能力がある事業主として、社会通念上従業員に対し社会的責任を果たす立場にあることから、扶養認定そのものの対象とはならない
外注工賃	×	
減価償却費	×	
地代家賃	△	居住住所と事業所住所が異なる場合に限る 事務所・倉庫等を賃借して事業を行っている場合、賃借料及び水道光熱費等の経費についても直接的必要経費と認める 居住住所と事業所住所が同一の場合は原則×
租税公課	×	
荷造運賃	×	
水道光熱費	△	地代家賃と同様
旅費交通費	×	
通信費	△	地代家賃と同様
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	
管理費	×	設備その他共用部分の維持及び管理をするための費用で、共用部分の公租公課等を含むことから経費と認めない
青色申告特別控除他各種控除	×	

○：直接的必要経費として認められる経費

△：備考欄の条件を満たした場合に直接的必要経費として認められる経費

×：直接的必要経費として認められない経費